

# たましん円貨両替機カードご利用規定

## 多摩信用金庫

### 1. カードの利用範囲

たましん円貨両替機カード（以下「カード」といいます）は、当店（発行依頼店をいいます）のほか、当金庫本支店の円貨両替機で、当金庫の所定時間内に限りご利用ができます。なお、円貨両替機の1日あたりの利用回数ならびに両替利用枚数は、当金庫の定めによります。

### 2. カードの契約期間等

カードの当初契約期間は、カード発行日から最初に到来する6月末日（以下「期間満了日」といいます）までとし、期間満了日までにご本人または当金庫から解約の申出がない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。また、円貨両替機の利用開始はカードが届いてからになります。

### 3. カード基本手数料

#### (1) 新規

当初契約期間のカード基本手数料は、契約時に契約日の翌月から最初に到来する6月末日までを月割計算によりお支払いください。なお、カードを複数枚発行する場合は、枚数分のカード基本手数料をお支払いください。

#### (2) 継続

- ① 継続後のカード基本手数料は、当金庫所定の金額を期間満了日の翌日から1年分を前払いするものとし、毎年6月の当金庫所定の振替日に、ご本人の指定した預金口座（以下「指定口座」といいます）から、預金通帳、払戻請求書または小切手なしで払い戻しのうえ、カード基本手数料を自動的に引き落とします。
- ② 振替日において指定口座の残高がカード基本手数料の金額に満たないときはただちに入金してください。この場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。

#### (3) 解約

- ① 6月末までに指定口座から引き落としができない場合は、前記2.の定めにかかわらず、この契約は期間満了日をもって終了するものとします。
- ② カード基本手数料を指定口座から引落とし後、継続前の期間満了日までにご本人から解約の申出がされた場合は、引落とし金額を指定口座に返戻します。
- ③ 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までのカード基本手数料を月割計算により返戻します。

### 4. カードの再発行

- (1) カードを期間満了日前に毀損または紛失された場合には、ご本人から書面によって届出てください。カードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に発行します。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定のカード再発行手数料を再発行の枚数分いただきます。

### 5. 譲渡、質入れ等の禁止

このカードは、譲渡または質入れその他第三者に利用させることはできません。

### 6. カードの解約

- (1) この契約はご本人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合には手数料引落指定口座の届出の印章、カードを持参しご本人から当店に書面によって届出てください。
- (2) 次のいずれかに該当した場合には、当金庫はカードの利用を停止し、カードを解約することができるものとします。
  - ① カード基本手数料のお支払がないとき
  - ② このカードが前記5.の定めにかかわらず利用された場合
  - ③ このカードが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合

### 7. カードの返却

前記3.(2)①において、カード基本手数料の引き落としができず契約が終了した場合、または前記6.カードの解約の場合には、速やかにお持ちのカードを当金庫へご返却ください。

### 8. 規定の変更

当金庫は、事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。